

## 一般競争入札参加資格のガイドラインについて

平成25年4月30日 総務部長決裁

一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定。以下「一般競争要綱」という。）に基づき、一般競争入札に付する工事（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「施行要領」という。）第2条第1号に定めるものをいう。以下同じ。）及び設計等（施行要領第2条第3号に定めるものをいう。以下同じ。）（以下「工事等」という。）の入札参加資格について、下記のとおり定める。

なお、個別の工事等に係る入札参加資格は、このガイドラインに基づき、一般競争要綱第13条に規定する一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

このガイドラインは、平成27年4月10日以降に公告する工事等から適用する。

### 記

以下の基準に基づき取り扱うものとし、具体的な条件の内容を、一般競争要綱別記1標準公告例の「3 入札参加資格」欄に明記するものとする。

#### 1 施工実績（設計等の場合には、履行実績をいう。以下同じ。）を有することを入札参加資格とする場合の共通事項

- (1) 施工実績は、原則として元請による工事等で、過去15年以内の工事等であること。
- (2) 施工実績を確認できる工事カルテ、契約書の写し等の書類を提出させること。
- (3) 共同企業体による施工実績の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 異工種の工事を一体のものとして施工するため、異工種の構成員からなる特定共同企業体による施工実績は、各構成員が、当該工事のそれぞれ該当する工種に係る施工内容について実績を有するものとして取扱うものとする。

イ ア以外の共同企業体による施工実績は、公告に特別の定めがある場合を除き、各構成員が、当該工事全体について施工実績を有するものとして取扱うものとする。

#### 2 個々の工事等に応じて設定する基準

次の事項を個々の工事等に応じて入札参加資格とすることができる。

- (1) 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等被指名者選定基準（平成16年4月1日制定）別表の等級別標準請負金額一覧表に定める工種及び等級区分
- (2) 発注する工事等と同種で、かつ、ほぼ同規模の工事等の施工実績を必要とすること。
- (3) 保有すべき技術、認証等

- (4) 配置すべき技術者の資格、人数等
- (5) その他特に必要とする事項

### 3 制限付一般競争入札における要件

一般競争要綱第3条第1項に規定する制限付一般競争入札に付する工事等においては、以下の要領で、入札参加資格とすることができる。

- (1) 応札可能者を10社以上確保することを原則とする。
- (2) 応札可能者が10社に満たない場合は、直近の等級格付を参加者に加える。

### 4 単体及び特定共同企業体による混合入札

特定共同企業体により施工する工事等の入札においても、単独で確実な施工が見込まれる者は単体として当該入札への参加を認める。